

練馬区産業融資「新旧債務一本化貸付」郵送チェックリスト(法人)

○チェックリストで資格要件、必要書類を確認の上、申込書・必要書類と一緒に同封してください。
○郵送で送付いただいた書類は返却いたしませんので、押印のある書類・申込書以外は全てコピーでお送りください。※返信用レターパックライトの同封をお願いします。

法人名

代表者氏名

申込内容 新旧債務一本化貸付 限度額2,500万円 資金使途 運転・設備

日中連絡の取れる

電話番号

()

担当者

	確認事項	チェック
資格要件	1 登記上の本店所在地が1年以上前から練馬区内にあり、同一事業を引き続き1年以上営んでいること	<input type="checkbox"/>
	2 確定申告をしており、納期の到来した法人住民税を完納していること	<input type="checkbox"/>
	3 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと	<input type="checkbox"/>
	4 融資を受ける資金の使途が適切であり、かつ返済能力があること	<input type="checkbox"/>
	5 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団員、および暴力団関係者でないこと	<input type="checkbox"/>
	6 融資実行後1年以上経過した練馬区産業融資あっせん制度による債務があること	<input type="checkbox"/>
	7 新旧債務一本化貸付および新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付を除く旧債務を一括返済するための資金に、新たに必要となる資金を併せて一本化すること	<input type="checkbox"/>
	8 融資実行後、1年以上経過した練馬区産業融資あっせん制度による旧債務であり、取扱金融機関は旧債務のある金融機関の同一支店であること	<input type="checkbox"/>
申込書・必要書類	1 申込書の記入漏れはないか。債務のある金融機関と同一支店を記入しているか。	<input type="checkbox"/>
	2 履歴事項全部証明書が申込書の内容と一致すること ※変更のある場合は変更登記申請書に基づく受付または受領証等があわせて必要です	<input type="checkbox"/>
	3 発行する法務局の印があり、発行から3か月以内の履歴事項全部証明書である	<input type="checkbox"/>
	4 直近の確定申告書(税務署の受付印のあるもの)および決算書類一式、電子申告の場合は受信通知の添付のあるもの※受信通知がない場合は納税証明書その2を添付(税務署で発行できます)・練馬東税務署03-6371-2332 ・練馬西税務署03-3867-9711	<input type="checkbox"/>
	5 直近の確定申告に係る法人住民税の納税証明書である・練馬都税事務所03-3993-2261	<input type="checkbox"/>
	6 事業に係る有効な許可・認可・届出等が確認できるもの(必要な業種のみ)	<input type="checkbox"/>
	7 資金使途が設備資金の場合、正式な見積書または工事請負契約書等	<input type="checkbox"/>
	8 代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がある住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し ※練馬区に住民登録がある方は不要	<input type="checkbox"/>
	9 送付先住所が記入されている返信用レターパックライト	<input type="checkbox"/>

備考

送付先 〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 Coconeri4階 練馬ビジネスサポートセンター内
産業経済課融資係 電話 03-5984-2673